

# 2023年12月決算会社における有価証券報告書の開示に関する留意事項

公認会計士 ひろはし さとみ  
**廣橋 里美**

本稿では、2023年12月決算の有価証券報告書の開示に関する留意事項について解説を行う。

本稿で使用する有価証券報告書の記載事例は、公益財団法人 財務会計基準機構の作成した『有価証券報告書の作成要領』（2023年3月期提出用）を参考にしている。

また、金融庁のウェブサイト『企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）』では、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集2022」等の情報が集約されており、2023年12月期の有価証券報告書を作成するにあたって参考になるものと考えられる。2023年3月には、金融庁より『有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（令和5年度）』が公表されており、令和5年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについては、サステナビリティに関する企業の取組みの開示が重点テーマ審査の対象とされているため、留意されたい。

金融庁  
『企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）』

<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>  
『有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（令和5年度）』  
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324-3/20230324-3.html>

2023年1月31日に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正については、会計情報4月号に掲載の「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正の概要（有価証券報告書におけるサステナビリティ情報やコーポレートガバナンスに関する開示の拡充）」、また、収益認識に関する会計基準等の適用2年目以降の対応については、会計情報5月号に掲載の「収益認識基準適用2年目におけるポイント」についても参照されたい。

以下においては、原則として、指定国際会計基準及び修正国際会計基準に関連する規定については記載していないため、これらに基づく開示を行う会社においては注意が必要である。

凡 例	
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（令和5年1月31日内閣府令第11号）
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（令和5年1月31日内閣府令第11号）
記載上の注意	開示府令第三号様式（記載上の注意）
第二号様式記載上の注意	開示府令第二号様式（記載上の注意）
パブコメ	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（令和5年1月31日）
開示原則	「記述情報の開示に関する原則」（平成31年3月19日）
開示原則（別添）	「記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－」（令和5年1月31日）
DWG報告	「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」（令和4年6月13日）
女性活躍推進法	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）
育児・介護休業法	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成33年法律第76号）
女性活躍推進法等	女性活躍推進法又は育児・介護休業法

凡 例	
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（最終改正令和3年9月24日内閣府令第61号）
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）（令和5年6月30日 金融庁企画市場局）
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）（最終改正令和5年3月27日内閣府令第61号）
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）（令和5年3月27日 金融庁企画市場局）
純資産会計基準	企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（最終改正2021年1月28日 企業会計基準委員会）
包括利益会計基準	企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（最終改正2022年10月28日 企業会計基準委員会）
連結キャッシュ・フロー実務指針	会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（最終改正2023年11月17日 日本公認会計士協会）
収益認識会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（改正2020年3月31日 企業会計基準委員会）
収益認識適用指針	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（最終改正2021年3月26日 企業会計基準委員会）
会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（改正2020年3月31日 企業会計基準委員会）
見積開示会計基準	企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（2020年3月31日 企業会計基準委員会）
時価算定会計基準	企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準委員会）
改正時価算定適用指針	企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準委員会）
棚卸資産会計基準	企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（最終改正2019年7月4日 企業会計基準委員会）
金融商品会計基準	企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（最終改正2019年7月4日 企業会計基準委員会）
金融商品時価等開示適用指針	企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正2020年3月31日 企業会計基準委員会）
金融商品実務指針	会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（最終改正2022年10月28日 日本公認会計士協会）
金融商品会計Q&A	金融商品会計に関するQ&A（最終改正2022年10月28日 日本公認会計士協会会計制度委員会）
ストック・オプション適用指針	企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（改正平成18年5月31日 企業会計基準委員会）
税効果会計基準	「税効果会計に係る会計基準」（平成10年10月30日 企業会計審議会）
「税効果会計基準」の一部改正	企業会計基準第28号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（平成30年2月16日 企業会計基準委員会）
資産除去債務会計基準	企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月31日 企業会計基準委員会）
資産除去債務適用指針	企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（改正平成23年3月25日 企業会計基準委員会）
賃貸等不動産会計基準	企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（改正平成23年3月25日 企業会計基準委員会）
賃貸等不動産適用指針	企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（平成20年11月28日 企業会計基準委員会）
セグメント情報等会計基準	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（最終改正平成22年6月30日 企業会計基準委員会）

凡 例	
セグメント情報等適用指針	企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月21日 企業会計基準委員会)
1株当たり会計基準	企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(最終改正平成25年9月13日 企業会計基準委員会)
取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い	実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(2021年1月28日 企業会計基準委員会)
LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い	実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(改正2022年3月17日 企業会計基準委員会)
グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い	実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(2021年8月12日 企業会計基準委員会)
連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い	実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(最終改正2019年6月28日 企業会計基準委員会)
持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い	実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(最終改正平成30年9月14日 企業会計基準委員会)
従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い	実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(改正平成27年3月26日 企業会計基準委員会)
資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い	実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(平成30年3月14日 企業会計基準委員会)
リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い	実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」(改正平成27年3月11日 企業会計基準委員会)
従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い	実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(平成30年1月12日 企業会計基準委員会)
公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い	実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」(平成29年5月2日 企業会計基準委員会)
正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い	監査・保証実務委員会実務指針第78号「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」(改正平成23年3月29日 日本公認会計士協会)
追加情報の注記について	監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」(最終改正平成30年2月16日 日本公認会計士協会)
後発事象に関する監査上の取扱い	監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」(最終改正2022年10月13日 日本公認会計士協会)
グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い	実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」(2023年3月31日 企業会計基準委員会)
資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い	実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」(2023年11月17日 企業会計基準委員会)
作成要領	公益財団法人 財務会計基準機構『有価証券報告書の作成要領』(2023年3月期提出用)

## 2023年12月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

2023年12月期の有価証券報告書を作成するにあたり、新たに適用される会計基準等に関連する主な改正点を下表にまとめている。

なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

**1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等（令和5年1月31日内閣府令第11号）の適用に関する事項**

項目	ページ
第1 企業の概況 ● 従業員の状況	8
第2 事業の状況 ● サステナビリティに関する考え方及び取組	10
第4 提出会社の状況 ● コーポレート・ガバナンスの概要	18
● 監査の状況	19
● 株式の保有状況	22

**2. 改正時価算定適用指針の適用に関する事項**

項目	ページ
第5 経理の状況 ● 会計方針の変更に関する注記	28
● 金融商品関係	32

**3. グループ通算制度に関する会計処理及び開示に関する取扱いの適用に関する事項**

項目	ページ
第5 経理の状況 ● 税効果会計関係	36

**4. グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱いの適用に関する事項**

公表日（2023年3月31日）以後適用される。この「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」を適用した旨を注記することは求められていない。

**5. 資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱いの適用に関する事項**

公表日（2023年11月17日）以後適用される。適用するにあたって、特段の経過的な取扱いは定められていないため、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第6項(1)に定める会計方針の変更に関する原則的な取扱いに従い、新たな会計方針を遡及適用することになる。

## 2023年12月期の有価証券報告書作成に係る主な留意点

有価証券報告書の記載としては、例えば次のような記載が考えられる。

項目	留意点	備考
表紙		
氏名	開示府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。	開示府令第2条の10
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>「1株当たり当期純利益金額」（第二号様式 記載上の注意(25)a(h)及びb(k)）については、「1株当たり当期純利益」と記載することも差し支えないと考えられる。また、「純資産額」（第二号様式 記載上の注意(25)a(e)及びb(g)）及び「総資産額」（第二号様式 記載上の注意(25)a(f)及びb(h)）については、それぞれ「純資産」と及び「総資産」と記載することも差し支えないと考えられる（作成要領21ページ 作成にあたってのポイント①）。</p> <p>「主要な経営指標等の推移」に関して、開示ガイドライン5-12-2において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示並びに企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の適用が規定されている。</p> <p>① 最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示並びに企業結合に係る暫定的な会計処理の確定は、当連結会計年度の前連結会計年度及び当事業年度の前事業年度に係る主要な経営指標等（開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。）について当該遡及適用等の内容を反映しなければならないことに留意する。</p> <p>② 当連結会計年度の前連結会計年度及び当事業年度の前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等の内容を反映することは可能であることに留意する。</p> <p>③ 遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならない。</p> <p>なお、連結財務諸表を作成している提出会社が、財務諸表等において1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の記載を省略した場合においても、提出会社の経営指標等において当該経営指標等を記載することとなる。</p> <p>自己資本比率及び自己資本利益率を算定するにあたっては、純資産額から連結財規第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財規第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財規第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除する。</p> <p>収益認識会計基準を適用している場合の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>（作成要領12ページを基に筆者作成）</p> <p>〔「収益認識に関する会計基準」（2020年3月31日）等を適用し、これに伴い第XX期に係る主要な経営指標等を変更している場合〕</p> <p>「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第YY期の期首から適用しており、第XX期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。</p> <p>〔「収益認識に関する会計基準」（2020年3月31日）第84項ただし書きを適用し、これに伴い第XX期に係る主要な経営指標等を変更していない場合〕</p> <p>「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第YY期の期首から適用しており、第YY期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。</p>	記載上の注意(5) 開示ガイドライン5-12-2、24-10 第二号様式記載上の注意(25)

項目	留意点	備考
<p>1 主要な経営指標等の推移 (2) 提出会社の経営指標等</p>	<p>株主総利回り、株価の推移について次のように規定されている。</p> <p>【記載上の注意(5)、第二号様式記載上の注意(25)】 (25) 主要な経営指標等の推移 a~e (省略) f 最近5年間の株主総利回り ((a)及び(b)に掲げる値を合計したものを提出会社の6事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては11事業年度)前の事業年度の末日における株価(当該株価がない場合には当該事業年度の末日直近の日における株価)でそれぞれ除した割合又はこれに類する他の方法により算定した割合をいう。)の推移について、提出会社が選択する株価指数(金融商品取引所に上場されている株券の価格に基づいて算出した数値(多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものに限る。))又はこれに類する数値をいう。)における最近5年間の総利回りと比較して記載すること。ただし、相互会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>なお、類する他の方法により算定した割合を用いる場合には、算定方法の概要を併せて記載し、最近5事業年度の間株式の併合又は株式の分割が行われた場合には、当該株式の併合又は株式の分割による影響を考慮して記載すること。</p> <p>(a) 提出会社の最近5事業年度の各事業年度の末日における株価(当該株価がない場合には当該事業年度の末日直近の日における株価。株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を、その他の銘柄で気配相場がある場合には当該気配相場を用いること。)</p> <p>(b) 提出会社の5事業年度前の事業年度から(a)の各事業年度の末日に係る事業年度までの1株当たり配当額の累計額</p> <p>g 提出会社の株価の推移について、次のとおり記載すること。ただし、相互会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>(a) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価を記載すること。</p> <p>(b) 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。 なお、二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。</p> <p>(c) 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。 なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。</p> <p>(d) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。</p> <p>最近5年間の株主総利回りと比較することとなる、「提出会社が選択する株価指数における最近5年間の総利回り」には、TOPIX(東証株価指数)、日経225(日経平均株価)、JPX日経インデックス400、TOPIX業績別指数、同業他社平均等が考えられる。なお、株価指数の選択にあつては、提出会社が適切であると判断した場合、配当込みでない株価指数と比較することもできるものと考えられる(作成要領21ページ作成にあつてのポイント⑧)。</p> <p>最近5年間の株主総利回り及び提出会社が選択する株価指数における最近5年間の総利回りの記載にあつては、表形式で記載することに加えて、グラフを用いるなど、投資者にとって分かりやすい記載が望ましいものと考えられる(作成要領21ページ作成にあつてのポイント⑨)。</p> <p>自己資本比率及び自己資本利益率を算定するにあつては、純資産額から財規第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財規第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除する。</p> <p>収益認識会計基準を適用している場合の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>(作成要領14ページを基に筆者作成)</p> <p>〔「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)等を適用し、これに伴</p>	<p>記載上の注意(5) 第二号様式記載上の注意(25)</p>

項目	留意点	備考
	<p>い第XX期に係る主要な経営指標等を変更している場合]</p> <p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第YY期の期首から適用しており、第XX期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。</p> <p>〔「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)第84項ただし書きを適用し、これに伴い第XX期に係る主要な経営指標等を変更していない場合〕</p> <p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第YY期の期首から適用しており、第YY期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。</p>	
3 事業の内容	<p>記載内容が同様である又は重複する箇所がある場合、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができるとされている(開示ガイドライン5-14、24-10)。</p> <p>例えば、「3 事業の内容」において、主要な関係会社の名称等を記載することが求められているが、「4 関係会社の状況」において、「3 事業の内容」に記載すべき主要な関係会社の名称等をまとめて記載したうえで、「3 事業の内容」においては、「4 関係会社の状況」の記載を参照する等の記載を行うことができると考えられる(作成要領 27ページ 作成にあたってのポイント①)。</p> <p>提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等については、企業グループの実態を投資者により分かりやすく示すため、例えば、バリューチェーンにおける提出会社及び関係会社の位置付けを示す図や表など、事業系統図以外の形式により示すこともできると考えられる(作成要領27ページ 作成にあたってのポイント⑧)。</p> <p>提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合には、その旨及びその内容を具体的に記載することとされている。</p> <p>特定上場会社等とは、関係会社に対する売上高(製品・商品売上高を除く。)が総売上高の80%以上の上場会社をいう。</p>	記載上の注意(7) 第二号様式記載上の注意(27)c
5 従業員の状況	<p>当連結会計年度末日現在の連結会社における従業員数(就業人員数をいう)をセグメント情報に関連付けて記載する。</p> <p>提出会社の当連結会計年度末日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与(賞与を含む。)を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載する。</p> <p>提出会社及びその連結子会社が女性活躍推進法等の規定により、<u>下記項目について当事業年度における数値の公表を行わなければならない会社に該当する場合、それぞれにおける下記項目について開示する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職に占める女性労働者の割合</li> <li>・男性労働者の育児休業取得率</li> <li>・労働者の男女の賃金の差異</li> </ul> <p><u>上記3つの項目(以下、「女性管理職比率等」という。)について記載が求められる連結子会社は、重要性に関係なく、全ての連結子会社を指すとされている。</u></p> <p><u>ただし、女性活躍推進法等の規定による公表義務の対象とならない会社については、記載を省略することができる。</u></p> <p>また、連結子会社のうち、主要な連結子会社以外のものである女性管理職比率等については、「第一部 企業情報」の「第7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができ、その場合には、その箇所を参照する旨、記載する。</p>	記載上の注意(9) 第二号様式記載上の注意(29) 開示ガイドライン5-16-3、24-10 パブコメNo.11、19、21、31、34、43、60 開示原則(別添)(注2)

項目	留意点	備考																																																																																			
	<p>なお、開示原則（別添）（注2）では、投資判断に有用である「連結ベース」での開示に努めるべきであるとされている。当該「連結ベース」とは、各社単体ではなく、連結会社及び連結子会社において集約した1つの数値で、女性管理職比率等の指標を開示することを想定しているとされている。</p> <p>女性管理職比率等について、「連結ベース」で開示することまでは義務付けられておらず、「連結ベース」で開示する場合には、例えば、連結財規第2条第5号に規定されている「連結会社」ベースで開示するほか、企業において、投資家に有用な情報を提供する観点から提出会社グループのうち、より適切な範囲を開示対象とすることも考えられ、企業において独自の範囲を開示対象とする場合には、当該グループの範囲を明記することが重要であるとされている。</p> <p>女性管理職比率等については、投資者の理解に資するよう、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能とされている。</p> <p>また、女性管理職比率等については、当事業年度の内容を記載することが求められているが、投資者が理解しやすいよう、企業の判断により、女性管理職比率等の数値の基準日や対象期間を記載することも考えられるとされている。</p> <p>男性労働者の育児休業取得率については、女性活躍推進法のほか、育児・介護休業法においても、常時雇用する労働者の数が一定数を超える事業主に公表が義務付けられている。</p> <p>また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の4では、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度における「育児休業等の取得割合」又は「育児休業等と育児目的休暇の取得割合」のいずれかの割合を公表することとされており、いずれかの割合を記載する場合には、そのいずれかの方法により算出したものを明示する。</p> <p>労働者の男女の賃金の差異については、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記する。</p> <p>（作成要領34ページ）</p> <p>(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異</p> <p>① 提出会社</p> <table border="1" data-bbox="411 1339 1123 1529"> <thead> <tr> <th colspan="5">当事業年度</th> <th rowspan="3">補足説明</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)</th> <th rowspan="2">男性労働者の育児休業取得率 (%) (注2)</th> <th colspan="3">労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)</th> </tr> <tr> <th>全労働者</th> <th>正規雇用労働者</th> <th>パート・有期労働者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。</p> <p>2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。</p> <p>② 連結子会社</p> <table border="1" data-bbox="411 1805 1123 2107"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名称</th> <th colspan="8">当事業年度</th> <th rowspan="3">補足説明</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)</th> <th colspan="3">男性労働者の育児休業取得率 (%)</th> <th colspan="3">労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)</th> </tr> <tr> <th>全労働者</th> <th>正規雇用労働者</th> <th>パート・有期労働者</th> <th>全労働者</th> <th>正規雇用労働者</th> <th>パート・有期労働者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇電子(株)</td> <td>XX.X</td> <td>-</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>(注1)</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(株)〇〇セラミックス</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(注2)</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(株)〇〇電機</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(注3)</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>~~~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	当事業年度					補足説明	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	.....	名称	当事業年度								補足説明	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率 (%)			労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	〇〇電子(株)	XX.X	-	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X	.....	(株)〇〇セラミックス	XX.X	XX.X	-	-	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X	.....	(株)〇〇電機	XX.X	XX.X	-	-	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X	.....	~~~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~~~	
当事業年度					補足説明																																																																																
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)																																																																																			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者																																																																																	
XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	.....																																																																																
名称	当事業年度								補足説明																																																																												
	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率 (%)			労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)																																																																																
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者																																																																														
〇〇電子(株)	XX.X	-	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X	.....																																																																												
(株)〇〇セラミックス	XX.X	XX.X	-	-	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X	.....																																																																												
(株)〇〇電機	XX.X	XX.X	-	-	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X	.....																																																																												
~~~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~~~																																																																												



項目	留意点	備考
	<p>(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。</p> <p>2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。</p> <p>3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。</p>	
第2 事業の状況		
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	<p>企業と投資者との建設的な対話に資するとの観点から、投資者の投資判断に必要な情報や対話に資する情報を、各企業がそれぞれの経営内容に即して記載することが考えられる(作成要領43ページ作成にあたってのポイント①)。</p> <p>「経営方針・経営戦略等」については、「経営方針」「経営戦略」という名称のものでなくとも、中長期的な会社の経営方針・経営戦略に相当するものとして、例えば、経営理念やビジネスモデル、経営計画等を記載することが考えられる(作成要領43ページ作成にあたってのポイント②)。</p> <p>「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載するとされている。また、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の欄に記載する事項が当連結会計年度末から提出日までの間に変更された場合には、変更された旨及び変更後の内容を記載することが考えられる(作成要領43ページ作成にあたってのポイント④)。</p>	記載上の注意(10) 第二号様式記載上の注意(30)
2 サステナビリティに関する考え方及び取組	<p>当連結会計年度末現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載する。</p> <p>① 「ガバナンス」及び「リスク管理」について記載する。</p> <p>② 「戦略」並びに「指標及び目標」のうち重要なものについて記載する。 ただし、人的資本に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性にかかわらず、次のとおり記載する。</p> <p>a 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針(例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を戦略において記載する。</p> <p>b aの方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載する。</p> <p>人的資本以外の項目については、企業において、「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要と判断したサステナビリティ項目について、「戦略」並びに「指標及び目標」の開示も求められている。</p> <p>開示原則(別添)(注1)では、サステナビリティ情報として、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティ等に関する事項が含まれ得ると考えられるとされている。</p> <p>サステナビリティの定義は定められておらず、開示原則(別添)(注1)において示された項目は例示であり、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、重要性があると判断した項目について開示することが求められている。</p> <p>例えば、気候変動関連の情報について、サステナビリティ情報の一つとして、上記の枠組みにおいて、その開示の要否が判断されることになると考えられるとされている。</p> <p>開示原則(別添)(注2)では、気候変動対応が重要であると判断する場合には、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示すること</p>	記載上の注意(10-2) 第二号様式記載上の注意(30-2) 開示ガイドライン 5-16-2、5-16-4、5-16-5、24-10 パブコ×No.80、83、88、106、113、142、166、238、243、254、257 開示原則(別添)(望ましい開示に向けた取組み)(注1)(注2)

項目	留意点	備考
	<p>とすべきであるとされ、温室効果ガス（GHG）排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1（事業者自らによる直接排出）・Scope2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待されるとされている。</p> <p>重要性の判断に当たっては、開示原則2-2において、「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。」としており、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい。」としていることを参考にすることが考えられるとされている。</p> <p>開示原則（別添）（望ましい開示に向けた取組み）では、「戦略」並びに「指標及び目標」について、重要性を判断したうえで記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されている。</p> <p>記載すべき事項の全部又は一部を有価証券報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載し、当該他の箇所の記載を参照することができる。</p> <p>例えば、第二号様式記載上の注意（30-2）c(b)に規定される「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意(29)に規定される女性管理職比率等を「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。</p> <p>また、サステナビリティに関する考え方及び取組を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。</p> <p>参照先の提出会社が公表した他の書類には、前年度の情報が記載された書類や将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられるとされており、将来公表予定の書類を参照する際は、投資者に理解しやすいよう公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれるとされている。</p> <p>公表した他の書類には、ウェブサイト参照することも考えられるとされており、この場合には、更新される可能性がある場合はその旨及び予定時期を記載したうえで、更新した場合には、更新箇所及び更新日をウェブサイトにおいて明記することが考えられるとされている。</p> <p>また、有価証券報告書の公衆閲覧期間中は、継続して閲覧可能な状況とするとも考えられるとされている。</p> <p>参照先の公表した他の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等、当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券報告書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券報告書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないとされている。</p> <p>人的資本に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、基本的には、連結会社ベースで開示することが想定されているが、連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体、又は、これらを含む一定のグループ単位で開示を行うことも考えられるとされている。</p> <p>サステナビリティに関する考え方及び取組の記載は、具体的な記載方法については詳細に規定されておらず、現時点では、構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として記載することも考えられるものの、記載に当たっては、投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかがわかるようにすることも有用であると考えられるとされている。</p> <p>また、開示原則（別添）（望ましい開示に向けた取組み）では、国内における具体的開示内容の設定が行われていないサステナビリティ情報の記載に当たって、例えば、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられるとされている。</p>	

項目	留意点	備考												
	<p>下記に記載事例を示す。ただし、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載についてはさまざまな方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられることに留意されたい。</p> <p>(作成要領46ページ)</p> <p>記載事例①（サステナビリティ情報全体について、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載を行う場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 戦略 当社グループの _____ 〔重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています。〕 _____。 また、当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、_____。</p> <p>(3) リスク管理 当社グループは、 _____ _____ _____。</p> <p>(4) 指標及び目標 当社グループの _____ 〔重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています。〕 _____。 また、当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いている。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="424 1171 1110 1317"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>目標</th> <th>実績（当連結会計年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇</td> <td>〇年〇月までにXX%</td> <td>XX%</td> </tr> <tr> <td>×××</td> <td>〇年〇月までにXX%</td> <td>XX%</td> </tr> <tr> <td>△△△</td> <td>〇年〇月までにXX%</td> <td>XX%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※サステナビリティに関する考え方及び取組についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。</p> <p>(作成要領48ページ)</p> <p>記載事例②（重要なサステナビリティ項目ごとに、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載を行う場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2【サステナビリティに関する考え方及び取組】 当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりである。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。</p> <p>(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理 当社グループは、 _____ _____。</p> <p>(2) 重要なサステナビリティ項目 上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下のとおりである。 ・×××× ・△△△△ それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりである。</p> </div>	指標	目標	実績（当連結会計年度）	〇〇〇	〇年〇月までにXX%	XX%	×××	〇年〇月までにXX%	XX%	△△△	〇年〇月までにXX%	XX%	
指標	目標	実績（当連結会計年度）												
〇〇〇	〇年〇月までにXX%	XX%												
×××	〇年〇月までにXX%	XX%												
△△△	〇年〇月までにXX%	XX%												

項目	留意点	備考
	<p>① ××××</p> <p>「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素に分けて記載することも考えられます。</p> <p>② △△△△</p> <p>「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素に分けて記載することも考えられます。</p> <p>人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」の記載方法については、記載事例①（46ページ）を参照ください。</p> <p>※サステナビリティに関する考え方及び取組についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。</p> <p>なお、当連結会計年度の有価証券報告書において、開示府令が求める開示事項を開示している場合には、翌年度以降、企業においてその開示内容を拡充したとしても、当年度の有価証券報告書について虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられるとされている。</p> <p>サステナビリティに関する考え方及び取組の記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられるとされている。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資家に誤解を生じさせないようにする必要があるが、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられるとされている。</p> <p>また、将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合や、当該説明を記載するに当たって、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載している場合には、記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられるとされている。</p> <p>なお、経営者が、有価証券報告書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、有価証券報告書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意するとされている。</p> <p>サステナビリティに関する考え方及び取組の記載にあたっては、金融庁のウェブサイトで公表されている「記述情報の開示の好事例集2022」（<a href="https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230324/20230324.html">https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230324/20230324.html</a>）が参考になるものと考えられる。</p>	
3 事業等のリスク	<p>経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスク（次のような投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載する。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載する。</p> <p>① 連結会社の経営成績等の状況の異常な変動  ② 特定の取引先・製品・技術等への依存  ③ 特有の法的規制・取引慣行・経営方針</p>	<p>記載上の注意(11)  第二号様式記載上の注意(31)  開示ガイドライン C 個別ガイドライン I 「事業等のリスク」に関する取扱  いガイドライン</p>

項目	留意点	備考
	<p>④ 重要な訴訟事件等の発生 ⑤ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項 ⑥ その他</p> <p>重要事象等について次のように規定されている。</p> <p>【記載上の注意(11)、第二号様式記載上の注意(31)b】 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下bにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「継続企業の前提に関する注記」に至らなかったとしても、上記の重要事象等が存在する場合には記載が必要となるので、注意が必要である。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載すること」とされているが、提出日時点での判断による記載を妨げるものではないと解される（作成要領59ページ 作成にあたってのポイント③）。</p> <p>提出者が発行者である有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(26)cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載する。</p>	
<p>4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p>	<p>経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を経営方針・経営戦略等と関連付けて、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>例えば、次のような事項である。</p> <p>① 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析 ② 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に照らした経営成績等の分析・検討</p> <p>また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載する。</p> <p>例えば、次のような事項である。</p> <p>① 資金調達の方法及び状況 ② 資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識</p> <p>加えて、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載する。</p> <p>例えば、次のような事項である。</p> <p>① 当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容 ② 当該見積り及び当該仮定の変動により経営成績等に生じる影響</p> <p>また、生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較してセグメント情報に関連付けて記載する。主要な販売先（総販売実績の10%以上）がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載する。</p> <p>なお、上記の主要な販売先の名称を非開示としている事例については、投資家保護の観点から適切ではないと考えられる。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載すること」とされているが、提出日時点での判断による記載を妨げるものではないと解される（作成要領69ページ 作成にあたってのポイント⑤）。</p>	<p>記載上の注意(12) 第二号様式記載上の注意(32)</p>
<p>5 経営上の重要な契約等</p>	<p>連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その内容を記載する。これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その概要を記載する。</p>	<p>記載上の注意(13) 第二号様式記載上の注意(33)</p>

項目	留意点	備考
	<p>次の事象については、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、その内容等を記載する。</p> <p>① 吸収合併又は新設合併  ② 重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け  ③ 株式交換、株式移転又は株式交付  ④ 吸収分割又は新設分割</p>	
第4 提出会社の状況		
<p>1 株式等の状況  (1) 株式の総数等</p>	<p>「発行可能株式総数」の欄には、当事業年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載する。</p> <p>「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「事業年度末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載する。</p> <p>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載する。この場合、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定め有無を記載することなどが規定されている。</p> <p>取得請求権付株式、新株予約権又は新株予約権付社債のうち、権利行使による割当株式数又は資金調達額が、当該有価証券発行後の株価を基準として変動するもの（以下「MSCB等」という。）を発行する場合には、有価証券届出書、臨時報告書等において、当該MSCB等の内容及びその行使状況についての記載を行う。</p>	<p>記載上の注意(18)  開示ガイドライン  5-7-2、5-7-3、24-10</p>
<p>(2) 新株予約権等の状況</p>	<p>「新株予約権等の状況」として、①ストックオプション制度の内容、②ライツプランの内容、③その他の新株予約権等の状況を開示する。</p> <p>① 【ストックオプション制度の内容】  ストックオプションについては、有利発行かどうかにかかわらず記載する。</p> <p>【記載上の注意(19)、第二号様式記載上の注意(39)】  (39) スtockオプション制度の内容  a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日並びに付与対象者の区分及び人数を決議ごとに記載し、当該決議がされていない場合には、該当しない旨を記載すること。  b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、当事業年度の末日における当該新株予約権に係る次に掲げる事項を記載すること。  なお、当該決議により新株予約権証券を付与している場合には、報告書提出日の属する月の前月末現在における当該事項を併せて記載すること。ただし、報告書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、報告書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。</p> <p>(a) 新株予約権の数  (b) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数  (c) 新株予約権の行使時の払込金額  (d) 新株予約権の行使期間  (e) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額  (f) 新株予約権の行使の条件  (g) 新株予約権の譲渡に関する事項  (h) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。）  (i) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額</p>	<p>記載上の注意  (19)、(20)、(21)  第二号様式記載上の注意(39)、(40)、(41)</p>

項目	留意点	備考
	<p>第二号様式記載上の注意(39)aに掲げる事項については、決議日時点の内容を記載することが考えられる。なお、当該事項については、当事業年度の末日後から報告書提出日までの間に取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合においても記載することが考えられる（作成要領103ページ作成にあたってのポイント①）。</p> <p>当事業年度の末日後から報告書提出日の属する月の前月末までの間に新株予約権証券を付与している場合は、第二号様式 記載上の注意(39)b(a)から(i)までに掲げる事項について、報告書提出日の属する月の前月末現在における内容を記載することが考えられ、報告書提出日の属する月の前月末後から報告書提出日までの間に新株予約権証券を付与している場合には、付与した時点の内容を記載することが望ましいと考えられる（作成要領103ページ作成にあたってのポイント②）。</p> <p>【ストックオプション制度の内容】において記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」のうちストック・オプションに係る注記において記載した場合には、「①ストックオプション制度の内容」にその旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。とされている。</p> <p>【ストックオプション制度の内容】については、決議がされていない場合には、該当のない旨を記載することとなる。</p> <p>③ 【その他の新株予約権等の状況】</p> <p>「①ストックオプション制度の内容」及び「②ライツプランの内容」に記載した新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日のほか、当事業年度の末日及び報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る第二号様式 記載上の注意(39)b(a)から(i)までに掲げる事項及び新株予約権のうち自己新株予約権の数を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載する。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載する。</p> <p>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合の規定が設けられている。</p>	
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等について記載する。	記載上の注意(22)
(5) 所有者別状況	<p>議決権行使の基準日現在の「所有者別状況」について記載する。</p> <p>会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載する。</p> <p>「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載する。</p>	記載上の注意(24)
(6) 大株主の状況	<p>議決権行使の基準日現在の「大株主の状況」について記載する。</p> <p>大株主は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載する。</p> <p>会社が2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載する。</p> <p>「所有株式数」の欄は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を</p>	記載上の注意(25)

項目	留意点	備考
	<p>含めた実質所有により記載する。</p> <p>大株主が個人である場合、個人株主の住所の記載にあたっては、市区町村名までの記載で差し支えない。</p> <p>当事業年度において主要株主の異動があった場合には、その旨を注記する。</p> <p>大量保有報告書等がEDINETにより公衆の縦覧に供された場合又は大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載する。</p> <p>なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記する。</p> <p>提出会社が保有する自己株式数については、注記することも妨げられないと考えられる（作成要領121ページ 作成にあたってのポイント⑦）。</p>	
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	<p>役員・従業員株式所有制度の内容の開示が規定されている。</p> <p>【記載上の注意(27)、第二号様式記載上の注意(46)】</p> <p>(46) 役員・従業員株式所有制度の内容</p> <p>a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(46)において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下(46)において「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a) から(c) までに掲げる事項を具体的に記載すること。</p> <p>(a) 当該役員・従業員株式所有制度の概要（例えば、役員・従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）</p> <p>(b) 役員・従業員持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額</p> <p>(c) 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲</p> <p>b 提出会社が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。</p> <p>役員・従業員株式所有制度は、役員・従業員を対象とする持株会や、持株会に限らず直接役員・従業員に株式を取得させるような仕組みも広く開示の対象としている。この場合の役員・従業員とは、提出会社の役員、使用人その他の従業員だけでなく、「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」（定義府令）に規定する被支配会社等（定義府令6③）もしくは関係会社（定義府令7②）の従業員も含むことに注意する。</p> <p>開示対象となる役員・従業員株式所有制度は、提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得又は売り付けることを目的として、信託その他の仕組みを利用した制度である。</p> <p>役員・従業員株式所有制度の内容は、有価証券報告書の提出日現在で記載することが適当と解される（作成要領129ページ 作成にあたってのポイント③）。</p>	<p>記載上の注意(27) 第二号様式記載上の注意(46)</p>
2 自己株式の取得等の状況	<p>取得自己株式の処理状況について、次の項目に分けて記載する。</p> <p>① 引き受ける者の募集を行った取得自己株式</p> <p>② 消却の処分を行った取得自己株式</p> <p>③ 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式</p> <p>④ その他</p>	<p>記載上の注意(33) 第二号様式記載上の注意(52)</p>



項目	留意点	備考
	自己株式の保有状況について、当事業年度末日現在及び報告書提出日現在の保有自己株式数について記載する。	
3 配当政策	会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記する。	記載上の注意(34) c
4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要	<p>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</p> <p>① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方</p> <p>② 企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由 体制の概要には、以下の記載を含む。 a 設置する機関の名称 b 目的 c 権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役又は社外監査役に該当する者についてはその旨の記載を含む。）</p> <p>③ 企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）</p> <p>④ 取締役会の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）</p> <p>取締役会の活動状況の記載上のポイントは下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会のほか、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況を記載する。</li> <li>・「企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」は、記載上の注意(54)aで開示を求めているものと同様、企業ごとに様々なものがあり得、個別に判断する必要があると考えられるが、その活動状況の記載が必要な「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外では、例えば、経営会議やサステナビリティ委員会についても、企業によっては、これに含まれ得ると考えられるとされている。</li> <li>・「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外については記載を省略することができる。</li> <li>・取締役会における具体的な検討内容の記載にあたっては、「第4回 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）」（金融庁2021年12月1日開催）の事務局説明資料の開示例や記述情報の開示の好事例集も参考に、企業において、投資家の投資判断や、投資家との建設的な対話の観点から、検討することが考えられるとされている。</li> </ul> <p>また、取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人との間で責任限定契約を締結した場合、役員等との間で補償契約を締結した場合又は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結した場合には、締結した契約の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合には、その内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第121条第3号の3及び第3号の4に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には填補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。）を記載する。</p> <p>補償契約及び役員等賠償責任保険契約の記載については、2021年3月1日以後に締結された契約に係る事項に限るとされている。</p>	記載上の注意(35) 第二号様式記載上の注意(54) パブコメNo.289、297
(2) 役員 の 状況	<p>役員 の 男 女 別 人 数 を 欄 外 に 記 載 す る 、 ま た 、 役 員 の う ち 女 性 の 比 率 を 括 弧 内 に 記 載 す る 。</p> <p>な お 、 指 名 委 員 会 等 設 置 会 社 に お い て 取 締 役 の 状 況 と 執 行 役 の 状 況 に 項 目 を</p>	記載上の注意(36) 第二号様式記載上の注意(55)(d)を除

項目	留意点	備考
	<p>区分して記載する場合においても、役員の男女別人数及び女性の比率は、取締役と執行役の人数をまとめて記載することで足りると考えられる。また、取締役と執行役とを兼任している役員については、2名としてではなく、1名の役員として数えることが適当と考えられる（作成要領155ページ 作成にあたってのポイント）。</p> <p>「所有株式数」の欄は、他人（仮設人を含む）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載する。</p> <p>会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載する。</p> <p>指名委員会等設置会社の場合、取締役及び執行役について記載する。</p> <p>会計参与を設置した場合には、役員の状況に記載するものと解される（作成要領151ページ 作成にあたってのポイント⑤）。</p> <p>役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記する。</p> <p>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の場合には、記載上の注意(1)一般的事項fに従い、監査役を設置する会社に準じて記載することとなる。</p> <p>上場会社においては、社外取締役・社外監査役に関する次の事項の開示に際して注意が必要である。</p> <p>① 社外取締役又は社外監査役を選任している場合</p> <p>a 社外取締役・社外監査役の員数、各社外取締役・社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係</p> <p>b 社外取締役・社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能・役割社外取締役・社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容（ない場合には、その旨） 社外取締役・社外監査役の選任状況に関する考え方</p> <p>c 社外取締役・社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査・会計監査との相互連携や内部統制部門との関係</p> <p>② 社外取締役又は社外監査役を選任していない場合</p> <p>a その旨</p> <p>b それに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由</p>	く。）
(3) 監査の状況	<p>① 監査役監査の状況</p> <p>a 監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>b 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。）の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載する。</p> <p>今般の開示府令の改正に伴い、「主な検討事項」から「具体的な検討内容」に用語の見直しが行われている。これは、単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示を求める趣旨を明確化するために行ったものであり、開示事項を実質的に変更するものではないとされている。</p> <p>「具体的な検討内容」については、「第4回 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）」（金融庁 2021年12月1日開催）の事務局説明資料の開示例や記述情報の開示の好事例集も参考に、企業において、投資家の投資判断や、投資家との建設的な対話の観点から、検討することが考えられるとされている。</p> <p>② 内部監査の状況</p> <p>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</p>	記載上の注意(37) 第二号様式記載上の注意(56) パブコメNo.306、311 DWG報告 II 3. (iii)

項目	留意点	備考
	<p>a 内部監査の組織、人員及び手続</p> <p>b 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係</p> <p>c <u>内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）</u></p> <p><u>今般の開示府令の改正は、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード再改訂において、上場企業は、デュアルレポーティングラインを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保することが求められ、DWG報告において、「デュアルレポーティングの有無を含む内部監査の実効性の説明を開示項目とすべきである」と提言されたことを受けたものとされている。</u></p> <p>③ 会計監査の状況</p> <p>a 提出会社の監査公認会計士等に係る次に掲げる事項を記載する。</p> <p>i 監査法人の名称</p> <p>ii 継続監査期間</p> <p>iii 業務を執行した公認会計士の氏名</p> <p>iv 監査業務に係る補助者の構成</p> <p>b 提出会社が上記の監査公認会計士等を選定した理由（提出会社が監査公認会計士等を選定するに当たって考慮するものとしている方針を含む。）について具体的に記載する。</p> <p>c 前連結会計年度及び当連結会計年度において監査公認会計士等の異動があった場合には、その旨を記載する。</p> <p>d 提出会社の監査役及び監査役会が提出会社の監査公認会計士等又は会計監査人の評価を行った場合には、その旨及びその内容を記載する。</p> <p>e 監査報酬の内容等として、以下を記載する。</p> <p>i 監査公認会計士等に対する報酬 （非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容）</p> <p>ii 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬 （非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容）</p> <p>iii その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容</p> <p>iv 監査報酬の決定方針</p> <p>v 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由</p> <p>「監査公認会計士等に対する報酬」「監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬」の表に記載する報酬は、前連結会計年度及び当連結会計年度に係る報酬として、①提出会社が支払う報酬と②提出会社の連結子会社が支払う報酬を、(a)監査証明業務に基づく報酬（内部統制監査に係るものを含む。）と(b)非監査業務に基づく報酬に区分して記載する。</p> <p>「監査公認会計士等と同一のネットワーク」とは、共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等を含めて構成される組織をいい、法律事務所や税理士事務所等の公認会計士や監査法人等以外の法人も含まれるものと考えられる（作成要領 167ページ作成にあたってのポイント③）。</p> <p>「監査報酬の決定方針」については、特に変更がなければ当連結会計年度分の記載のみで足りるものと解される。ただし、監査報酬の決定方針に変更がある場合には、前連結会計年度と当連結会計年度の報酬額を比較させるという規定の趣旨に鑑みて、変更前と変更後の方針（前連結会計年度と当連結会計年度）をともに記載することが望ましいと解される（作成要領 167ページ作成にあたってのポイント⑤）。</p> <p>「監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由」については、提出会社が会計監査人設置会社である場合には、監査役又は監査役会が同意した理由を記載する。</p>	

項目	留意点	備考
(4) 役員 の 報酬等	<p>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</p> <p>① 役員 の 報酬等 の 額 又は その 算定方法 の 決定 に 関する 方針 の 内容及び 決定方法 ( 当該 方針 を 定めて いない 場合 には、その 旨 )</p> <p>a 業績 連動 報酬 が 含まれる 場合</p> <p>i 業績 連動 報酬 と それ 以外 の 報酬等 の 支給 割合 の 決定 に 関する 方針 の 内容</p> <p>ii 業績 連動 報酬 に 係る 指標、当該 指標 を 選択 し た 理由 及び 当該 業績 連動 報酬 の 額 の 決定 方法</p> <p>b 役職 ごと の 方針 の 内容</p> <p>会社 法 第 361 条 第 7 項 の 方針 又は 同法 第 409 条 第 1 項 の 方針 を 定めて いる 場合 には、下記 の 会社 法 施行 規則 第 121 条 第 6 号 イ から ハ まで に 掲げる 事項 を 記載 する。</p> <p>イ 当該 方針 の 決定 の 方法</p> <p>ロ 当該 方針 の 内容 の 概要</p> <p>ハ 当該 事業 年度 に 係る 取締役 の 個人 別 の 報酬等 の 内容 が 当該 方針 に 沿う ものである と 取締役 会 が 判断 し た 理由</p> <p>c 役員 の 報酬等 に 関する 株主 総会 の 決議 が ある と きは、当該 株主 総会 の 決議 年月 日 及び 当該 決議 の 内容</p> <p>株主 総会 の 決議 が ない と きは、提出 会社 の 役員 の 報酬等 に ついて 定款 に 定めて いる 事項 の 内容及び 当該 事項 を 設けた 日 を 記載 する。</p> <p>② 役員 の 報酬等 の 額</p> <p>a 取締役 ( 監査 等 委員 及び 社外 取締役 を 除く。 ) ・ 監査 等 委員 ( 社外 取締役 を 除く。 ) ・ 監査 役 ( 社外 監査 役 を 除く。 ) ・ 執行 役 ・ 社外 役員 に 区分 し た、報酬等 の 総額、報酬等 の 種類 別 ( 例 えば、固定 報酬 ・ 業績 連動 報酬 ・ 非 金銭 報酬 等 ・ 退職 慰労 金 等 の 区分 ) の 総額 及び 対象 となる 役員 の 員数</p> <p>b 役員 ごと の 提出 会社 と 連結 子 会社 の 役員 として の 報酬等 ( 連結 報酬 等 ) の 総額 及び 連結 報酬 等 の 種類 別 の 額 ( た だ し、連結 報酬 等 の 総額 が 1 億 円 以上 の 役員 に 限る こと が できる )</p> <p>c 使用 人 兼 務 役員 の 使用 人 給与 の うち 重要 な もの が ある 場合 には、その 総額、対象 となる 役員 の 員数 及び その 内容</p> <p>d 業績 連動 報酬 が 含まれる 場合 には、当該 事業 年度 に おける 当該 業績 連動 報酬 に 係る 指標 の 目標 及び 実績。また、当該 報酬 等 の 全部 又は 一部 が 非 金銭 報酬 等 である と きは、その 内容</p> <p>③ 役員 の 報酬等 の 額 又は その 算定方法 の 決定 に 関する 方針 の 決定 過程</p> <p>a 決定 権限 を 有する 者 の 氏名 又は 名称、その 権限 の 内容及び 裁量 の 範囲</p> <p>b 株式 会社 が 当該 事業 年度 の 末日 に おいて 取締役 会 設置 会社 である 場合 に おいて、取締役 会 から 委任 を 受けた 取締役 その 他 の 第三者 が 当該 事業 年度 に 係る 取締役 の 個人 別 の 報酬等 の 内容 の 全部 又は 一部 を 決定 し た と きは、その 旨、委任 を 受けた 者 の 氏名 並び に 当該 内容 を 決定 し た 日 に おける 当該 株式 会社 に おける 地位 並び に 担当、委任 さ れ た 権限 の 内容、委任 の 理由 及び 当該 権限 が 適切 に 行使 さ れる よう に する ため の 措置 を 講じた 場合 に おける 当該 措置 の 内容</p> <p>c 決定 に 関与 する 委員会 が 存在 する 場合 には、その 手続 の 概要</p> <p>d 当該 事業 年度 の 役員 の 報酬等 の 額 の 決定 過程 に おける、提出 会社 の 取締役 会 ( 指名 委員会 等 設置 会社 に あっては 報酬 委員会 ) 及び 委員会 等 の 活動 内容</p> <p>報酬 等 と は、報酬、賞与 その 他 その 職務 執行 の 対価 として その 会社 から 受ける 財産 上 の 利益 であって、当該 事業 年度 に 係る もの 及び 当該 事業 年度 に おいて 受け、又は 受ける 見込み の 額 が 明らか となつた もの を いう。</p> <p>業績 連動 報酬 と は、利益 の 状況 を 示す 指標、株式 の 市場 価格 の 状況 を 示す 指標 その 他 の 提出 会社 又は 当該 提出 会社 の 関係 会社 の 業績 を 示す 指標 を 基礎 と して 算定 さ れる 報酬 等 を いう。</p>	<p>記載 上 の 注意 ( 38 )</p> <p>第二 号 様式 記載 上 の 注意 ( 57 )</p>
(5) 株式 の 保有 状況	<p>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</p> <p>① 純 投資 目的 で 保有 する 株式 と 政策 投資 目的 で 保有 する 株式 の 区分 の 基準 や 考え方</p>	<p>記載 上 の 注意 ( 39 )</p> <p>第二 号 様式 記載 上 の 注意 ( 58 )</p> <p>パブコメ No. 318</p>

項目	留意点	備考
	<p>② 政策投資目的で保有する株式</p> <p>a 提出会社の保有方針及び保有の合理性を検証する方法個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容</p> <p>b 非上場株式とそれ以外の株式に区分して、</p> <p>i 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額</p> <p>ii (増加) 銘柄数、増加額、増加した理由 (減少) 銘柄数、売却価額の合計額</p> <p>c 非上場株式を除く保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(特定投資株式)及び提出会社が議決権行使権限を有する上場株式(みなし保有株式)のうち、当事業年度及び前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による貸借対照表計上額が提出会社の資本金額の1%を超えるもの(当該株式の銘柄数の合計が60に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位60銘柄に該当するもの)について、特定投資株式及びみなし保有株式に区分して、</p> <p>i 銘柄</p> <p>ii 株式数</p> <p>iii 貸借対照表計上額</p> <p>iv 保有目的</p> <p>v 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要(※)</p> <p>vi 提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果</p> <p>vii 株式数が増加した理由</p> <p>viii 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無</p> <p>(※)「業務提携等の概要」については、DWG報告において、有価証券報告書における重要な契約や関連当事者情報等とも関連付けて記載すべきであると考えられるとされている。</p> <p>また、保有株式の保有目的を業務提携等とした場合には、その背景、提携内容等について、投資者と企業の対話に資する具体的な開示を求めるものとされており、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、今般の改正による記載事項も活用して、投資者と企業の対話に資する具体的な開示内容となるよう各企業において適切に検討することが期待されるとされている。</p> <p>③ 純投資目的で保有する株式</p> <p>a 非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当事業年度及び前事業年度における銘柄数・貸借対照表計上額の合計額、当事業年度における受取配当金・売却損益・評価損益</p> <p>b 当事業年度中に保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがあつた場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額</p> <p>政策保有株式の開示については、2021年3月22日に金融庁より「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」が公表されているため、当該ポイントを参考にすることが考えられる。</p>	<p>DWG報告 II 4.</p>
第5 経理の状況		
<p>冒頭記載</p> <p>連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について</p>	<p>【経理の状況】の冒頭記載において、連結財規及び財規に基づいて作成している旨を記載する。</p> <p>会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられる(作成要領187ページ作成にあたってのポイント③)。</p> <p>特例財務諸表提出会社が、財規第127条の規定により財務諸表を作成してい</p>	<p>財規 財規ガイドラインなどの各種ガイドライン 記載上の注意(40) 第二号様式記載上の注意(59) i</p>

項目	留意点	備考
	<p>る場合には、その旨を記載する。</p>	
<p>法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み</p>	<p>提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載する。</p> <p>その旨及びその取組みの具体的な内容は、経理の状況の冒頭記載に記載することが適当と解される（作成要領187ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>【記載上の注意(40)、第二号様式記載上の注意(59)】</p> <p>e 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。</p> <p>f 連結財規第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。</p> <p>また、連結財規第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が修正国際基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。</p> <p>【開示ガイドライン5-20】</p> <p>開示府令第二号様式 記載上の注意(59) eに規定する「特段の取組み」とは、例えば、次のような取組みをいう。</p> <p>① 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加</p> <p>② 指定国際会計基準又は修正国際基準により適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織（例えば、情報管理委員会、特別に設置するタスクフォース）の設置</p>	<p>記載上の注意(40) 開示ガイドライン5-20 第二号様式記載上の注意(59)</p>
<p>冒頭記載 指定国際会計基準により連結財務諸表等を作成している場合</p>	<p>連結財規第1条の2に掲げる指定国際会計基準特定会社の要件を満たす会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について、金融庁長官が定める国際会計基準（以下、指定国際会計基準という。）を適用することができる。なお、その場合、連結財規第93条の2により「国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨」等及び「指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由」の注記が求められている。</p> <p>連結財務諸表を作成しない会社については、財規に掲げる指定国際会計基準特定会社の要件を満たせば、財規（第1章から第6章までの規定による。）により作成した財務諸表に追加する形で、指定国際会計基準を適用して作成した財務諸表を記載することができる。</p>	<p>連結財規第1条の2、第93条、第93条の2 財規第1条の2の2、第129条、第130条</p>
<p>冒頭記載 修正国際会計基準により連結財務諸表等を作成している場合</p>	<p>連結財規第1条の3に掲げる修正国際会計基準特定会社の要件を満たす会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について、金融庁長官が定める修正会計基準（以下、修正国際基準という。）を適用することができる。なお、その場合、連結財規第94条の2により「修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨」及び「修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由」の注記が求められている。</p>	<p>連結財規第1条の3、第94条、第94条の2</p>
<p>1 連結財務諸表</p>		
<p>継続企業の前</p>	<p>有価証券報告書の「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及</p>	<p>連結財規第15条の</p>

項目	留意点	備考
提に関する事項	<p>びキャッシュ・フローの状況の分析」、会社法の事業報告における記載との整合性に注意する。</p> <p><b>【財規第8条の27】</b>  貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</li> <li>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</li> <li>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</li> <li>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</li> </ol>	22 財規第8条の27 連結財規ガイドライン15の22 財規ガイドライン8の27-1～8の27-5 継続企業の前提に関する開示について（監査・保証実務委員会報告第74号） 継続企業（監査基準報告書570）
比較情報の作成	<p>当連結会計年度に係る連結財務諸表は、当該連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項をいう。）を含めて作成しなければならない。</p> <p>連結財規第8条の3に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当連結会計年度に係る連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、対応する前連結会計年度に係る数値を含めなければならない。</li> <li>② 当連結会計年度に係る連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度に係る定性的な情報を含めなければならない。</li> </ol>	連結財規第8条の3 連結財規ガイドライン8の3
連結財務諸表	<p><b>【連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書】</b>  包括利益を表示する計算書は次のいずれかの形式による（包括利益会計基準第11項）。</p> <p>連結財務諸表においては、包括利益のうち親会社株主に係る金額及び非支配株主に係る金額を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当期純利益を表示する損益計算書と、包括利益を表示する包括利益計算書からなる形式（2計算書方式）</li> <li>② 当期純利益の表示と包括利益の表示を1つの計算書（「損益及び包括利益計算書」）で行う形式（1計算書方式）</li> </ol> <p>金融商品取引法上、個別財務諸表しか作成していない会社に関する開示規則は、開示府令の規定による。</p> <p>平成24年6月29日、企業会計基準委員会は「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号）を改正し、包括利益の開示は、当面の間、個別財務諸表には適用しない（包括利益会計基準第16-2項）こととされており、連結財務諸表を作成しておらず、個別財務諸表しか作成していない会社については、包括利益及びその他の包括利益の表示は行われない。</p> <p><b>【連結株主資本等変動計算書】</b>  遡及適用及び修正再表示を行った場合には、前連結会計年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用後の期首残高を区分表示する。</p> <p>会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当連結会計年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示する。</p> <p><b>【連結キャッシュ・フロー計算書】</b>  連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー</p>	連結財規等 純資産会計基準 包括利益会計基準 連結キャッシュ・フロー実務指針

項目	留意点	備考
	<p>は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー（関連する法人税等に関するキャッシュ・フローを除く）は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。上記に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p>	
<p>連結財務諸表</p> <p>収益認識会計基準等の適用</p>	<p><b>【連結貸借対照表】</b></p> <p>収益認識会計基準及び収益認識適用指針（以下、「収益認識会計基準等」という。）では、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上したうえで、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権について、適切な科目をもって貸借対照表に表示することとされている。この際、契約資産については、例えば、契約資産、工事未収入金等として表示することとされている。契約負債については、例えば、契約負債、前受金等として表示するものとされている。顧客との契約から生じた債権については、例えば、売掛金、営業債権等として表示するものとされている。</p> <p>契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記するとされている。また、契約負債を貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記するとされている。</p> <p>なお、適用初年度の前連結会計年度の連結貸借対照表について、新たな表示方法に従い組替えを行わないことができるとされている。</p> <p><b>【連結損益計算書】</b></p> <p>収益認識会計基準等では、顧客との契約から生じる収益を適切な科目をもって損益計算書に表示するものとされており、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示するものとされている。</p> <p>顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は両者を区分して損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記することとされている。</p> <p>また、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）を連結損益計算書において区分して表示するとされている。連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、これらの表示及び注記の定めを適用しないことができるとされている。</p> <p>なお、適用初年度の前連結会計年度の連結損益計算書について、新たな表示方法に従い、組替えを行わないことができるとされている。</p>	<p>連結財規第23条、第37条</p> <p>連結財規第51条</p> <p>連結財規ガイドライン51</p> <p>収益認識会計基準</p> <p>収益認識適用指針</p>
<p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>		
<p>連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記</p>	<p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。</p> <p>「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の開示に際して、例えば、連結子会社数が当連結会計年度と前連結会計年度で異なる場合には、差異について記載したり、前連結会計年度の連結子会社数も記載した上でさらに当連結会計年度と前連結会計年度の差異を記載したりするなどして工夫して記載する方法が考えられる（作成要領223ページ 作成にあたってのポイント）。</p> <p>連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しない。</p> <p>連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会計年</p>	<p>連結財規第13条、第14条</p> <p>連結財規ガイドライン14</p>



項目	留意点	備考
	<p>度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載する。</p>	
<p>会計方針に関する事項</p>	<p>重要な会計方針が記載される。</p> <p>重要な会計方針に関する事項については、連結財務諸表作成のための基礎となる事項であって、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載するものとされている。</p> <p>重要な会計方針については、投資者その他の連結財務諸表の利用者が財務諸表作成のための基礎となる事項を理解するために、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することを目的とした上で、当該会社において当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとされている。</p> <p>なお、会計基準等の定めが明らかな場合であって、当該会計基準等において代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には、注記を省略することができるものとされている。</p>	<p>連結財規第13条第5項 連結財規ガイドライン13-1、13-5 財規第8条の2 財規ガイドライン8の2 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</p>
<p>会計方針に関する事項</p> <p>有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>財規ガイドライン8の2第3項(1)に掲げる有価証券の評価基準及び評価方法の記載に関しては、次の点に留意する。</p> <p>① 有価証券とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第1号及び第2号に掲げる権利（以下①において「信託受益権」という。）を除く。）並びに申込証拠金領収証をいう。この場合において、新株申込受付票は申込証拠金領収証に準じて取り扱うものとし、信託受益権及び内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等で有価証券として会計処理することが適当と認められるものは有価証券に含めるものとする。</p> <p>② 有価証券の評価方法とは、例えば、取得原価を算定するために採用した方法（例えば、移動平均法、総平均法等）、その他有価証券の時価評価を行うに際しての評価差額の取扱いをいう。</p>	<p>財規ガイドライン8の2第3項(1)①②</p>
<p>会計方針に関する事項</p> <p>退職給付に係る会計処理の方法</p>	<p>数理計算上の差異及び過去勤務費用等の費用処理方法についても、会計方針に関する事項の一つとして「退職給付に係る会計処理の方法」に注記するとされている。</p> <p>個別財務諸表では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の見直しは、当面の間適用されない。よって、連結財務諸表を作成している場合には、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なることとなる。このため、連結財務諸表作成会社については、「個別財務諸表において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なる旨」の注記を行うこととされている。</p>	<p>連結財規第13条第5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(4) 財規第8条の2 財規ガイドライン8の2第3項(5)、(8) ②</p>
<p>会計方針に関する事項</p> <p>重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>収益認識会計基準等の適用</p>	<p>財務諸表提出会社の主要な事業における主な履行義務の内容、財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点、その他重要な会計方針に含まれると判断した内容を記載するものとされている。</p> <p>履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）とは、例えば、商品又は製品の出荷時、引渡時、サービスの提供に応じて、あるいはサービスの完了時をいうとされている。</p>	<p>連結財規第13条第5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(5) 財規第8条の2 財規ガイドライン8の2第2項(7)、第3項(6) 収益認識会計基準</p>
<p>会計方針に関する事項</p> <p>重要なヘッジ</p>	<p>報告日時点においてLIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いを適用することを選択した場合、本取扱いを適用しているヘッジ関係について、次の内容を注記することとされている。</p> <p>① ヘッジ会計の方法（繰延ヘッジか時価ヘッジか）並びに金利スワップの</p>	<p>LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い</p>

項目	留意点	備考
<p>会計の方法</p> <p>報告日時点においてLIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いを適用することを選択した場合</p>	<p>特例処理及び振当処理を採用している場合にはその旨</p> <p>② ヘッジ手段である金融商品の種類</p> <p>③ ヘッジ対象である金融商品の種類</p> <p>④ ヘッジ取引の種類（相場変動を相殺するものか、キャッシュ・フローを固定するものか）</p> <p>また、LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いを適用するにあたっては、ヘッジ関係ごとにその適用を選択することができるとされており、本取扱いを一部のヘッジ関係にのみ適用する場合には、その理由を注記することとされている。</p> <p>なお、当該注記の取扱いは、金融商品関係注記事項に関する定めに関連するものであることから、会計方針に関する事項の重要なヘッジ会計の方法において記載するほか、金融商品関係注記等に記載することも考えられる（作成要領215ページ作成にあたってのポイント⑤）。</p> <p>なお、2022年3月17日に改正実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表されており、当取扱いは公表日以降、適用される。</p>	
<p>会計方針に関する事項</p> <p>その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p> <p>関連する会計基準等の定めが明らかでない場合</p>	<p>会計方針に関する事項については、連結財務諸表作成のための基礎となる事項であって、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載するものとするとしている。</p> <p>会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合には、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載するものとする。</p> <p>関連する会計基準等の定めが明らかでない場合とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合をいうとされている。</p> <p>例えば、下記のもの該当すると考えられるとされている。</p> <p>① 関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続で重要性があるもの</p> <p>② 業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続のみが存在する場合で当該会計処理の原則及び手続に重要性があるとき</p> <p><b>【グループ通算制度において通算税効果額の授受を行わない場合】</b></p> <p>通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び取扱いについては、連結納税制度における取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱われていないため、通算税効果額の授受を行わない場合には、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第4-3項に定める「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することになると考えられることから、財規ガイドライン8の2の3(8)④にしたがい、採用した会計処理の原則及び手続を、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に注記することが考えられるとされている。</p>	<p>連結財規第13条第5項</p> <p>連結財規ガイドライン13-5第2項(10)</p> <p>財規第8条の2</p> <p>財規ガイドライン8の2第2項(10)、第3項(8)④</p> <p>会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</p> <p>グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い</p>
<p>会計方針に関する事項</p> <p>その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p> <p>時価算定会計基準等の適用</p>	<p>特定の市場リスク（財規第8条の6の2第3項に規定する金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。）又は特定の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスクをいう。）に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、その旨を記載するものとしている。</p>	<p>連結財規第13条第5項</p> <p>連結財規ガイドライン13-5第2項(10)</p> <p>財規第8条の2</p> <p>財規ガイドライン8の2第3項(8)③</p>
<p>重要な会計上</p>	<p>当連結会計年度の連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りのう</p>	<p>連結財規第13条の</p>

項目	留意点	備考
<p>の見積りに関する注記</p>	<p>ち、当該会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものを識別した場合には、次に掲げる事項であって、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされている。</p> <p>① 重要な会計上の見積りを示す項目</p> <p>② ①に掲げる項目のそれぞれに係る当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額</p> <p>③ ②に掲げる金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報</p> <p>②及び③の事項の具体的な内容や記載方法については、開示目的に照らして判断するとされている。</p> <p>③は例示であり、注記する事項は開示目的に照らして判断するとされている。</p> <p>②及び③は、他の注記において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができるとされている。</p>	<p>2 連結財務諸表ガイドライン13の2 財規第8条の2の2 財規ガイドライン8の2の2 見積開示会計基準</p>
<p>会計方針の変更に関する注記</p>	<p>比較情報の開示に際しては、会計方針の変更等の注記は、当期の連結財務諸表の注記となり、比較情報における記載は不要となる。</p> <p>次の事項に分けて詳細に規定されている。</p> <p>① 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記</p> <p>② 会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記</p> <p>会計方針の変更に関する注記において、連結財務諸表の主な科目に対する前連結会計年度における影響額を注記しなければならないとされている。注記にあたり、作成要領の記載事例で例示された項目に限らず、影響を受ける連結財務諸表の主な科目は状況により変わるものと考えられるため、留意が必要である（作成要領 255ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>【グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い】 連結納税制度からグループ通算制度に移行する場合、同取扱いの適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するものの、同取扱い第32項において、会計方針の変更による影響はないものとみなすとされているため、会計方針の変更に関する注記は不要とされている。</p>	<p>連結財務諸表第14条の2、第14条の3 連結財務諸表ガイドライン14の2 財規第8条の3 財規ガイドライン8の3 正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い</p>
<p>会計方針の変更に関する注記</p> <p>改正時価算定適用指針を適用する場合</p>	<p>改正時価算定適用指針の適用初年度においては、改正時価算定適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用し、この場合、その変更の内容について注記するとされている。</p> <p>記載事例としては、以下が考えられる。</p> <p>（作成要領 244ページ）</p> <p>（当連結会計年度の期首から「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を以下の前提で適用する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時価算定会計基準適用指針第27-3項に定める経過的な取扱いに従って、該当する注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しない。</li> </ul> <p>（会計方針の変更） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。これにより、 （会計方針の変更の具体的な内容） 。なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する</p>	<p>連結財務諸表第14条の2 連結財務諸表ガイドライン14の2 財規第8条の3 財規ガイドライン8の3 改正時価算定適用指針</p>

項目	留意点	備考
	<p>る事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載していない。</p>	
未適用の会計基準等に関する注記	<p>既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表での記載を要しない。</p> <p>① 当該会計基準等の名称及びその概要</p> <p>② 当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）</p> <p>③ 当該会計基準等が連結財務諸表に与える影響に関する事項</p> <p>③に掲げる事項は、当該会計基準等が専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等である場合には、記載することを要しないとされている。</p> <p>財規ガイドライン8の3の3-1-3では、財務諸表に与える影響について、定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には、定性的に記載するものとし、財務諸表作成時において、財務諸表に与える影響を評価中である場合には、その旨を記載するものと規定している。</p> <p>連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いでは、当面の取扱いに従って、国際財務報告基準、米国会計基準、指定国際会計基準又は修正国際会計基準に準拠して作成された在外子会社等の財務諸表を連結決算手続上利用している場合で、当該在外子会社等が会計方針の変更を行うときは、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第10項、第11項又は第22-2項に準じた注記を行うことに留意すると規定している。</p>	<p>連結財規第14条の4</p> <p>連結財規ガイドライン14の4</p> <p>財規第8条の3の3</p> <p>財規ガイドライン8の3の3から8の3の3-1-3</p>
表示方法の変更に関する注記	<p>財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行う（会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第14項）。</p> <p>表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>① 連結財務諸表の組替えの内容</p> <p>② 連結財務諸表の組替えを行った理由</p> <p>③ 連結財務諸表の主な項目に係る前連結会計年度における金額</p>	<p>連結財規第14条の5</p> <p>財規第8条の3の4</p> <p>正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い</p>
会計上の見積りの変更に関する注記	<p>会計上の見積りの変更は、当該変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理を行う（会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第17項）。</p> <p>会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>① 当該会計上の見積りの変更の内容</p> <p>② 当該会計上の見積りの変更が連結財務諸表に与えている影響額</p> <p>③ 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 当該会計上の見積りの変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額</p> <p>ロ 当該会計上の見積りの変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨</p>	<p>連結財規第14条の6</p> <p>連結財規ガイドライン14-6</p> <p>財規第8条の3の5</p> <p>財規ガイドライン8の3の5-3</p>
会計方針の変	会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合につい	連結財規第14条の

項目	留意点	備考
<p>更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記</p>	<p>ては、会計上の見積りの変更と同様に取り扱い、遡及適用は行わない（会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第19項）。</p> <p>有形固定資産等の減価償却方法及び無形固定資産の償却方法は、会計方針に該当するが、その変更については会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合として取り扱う（会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第20項）。</p> <p>会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>① 当該会計方針の変更の内容  ② 当該会計方針の変更を行った正当な理由  ③ 当該会計方針の変更が連結財務諸表に与えている影響額  ④ 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 当該会計方針の変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額</p> <p>ロ 当該会計方針の変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨</p>	<p>7</p> <p>連結財務ガイドライン14の6  財規第8条の3の6  財規ガイドライン8の3の5-3</p>
<p>追加情報</p>	<p>連結財務規などは、追加情報として、規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないと規定している。</p> <p><b>【財務制限条項付き借入契約】</b></p> <p>金融機関などから融資を受ける際や融資枠を設定する際に、あらかじめ設定した特定の条件に該当することとなった場合に、一定の効力が発生する財務制限条項付きの借入契約を行うことがある。実務上、コベナンツと呼称されることがある。</p> <p>例えば、経常損益2事業年度連続赤字、純資産の一定額以下の減少などの条項に抵触した場合、借入金の期限の利益を喪失し、ただちに、借入額全額を返済するように要求される契約がある。</p> <p>借入金の期限の利益を喪失する財務制限条項に抵触した場合、企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与えると考えられ、継続企業の前提に重要な疑義を与える可能性も考えられる。</p> <p>そのため、企業の業績が悪化しており、特定の契約条件に抵触する可能性が高まってきたり、抵触する可能性がそれほど高くはないとしても、特定の契約条件に抵触した場合に財務諸表に重要な影響を与えたりする場合には、追加情報として、当該契約内容などを記載する必要がある（財規第8条の5等）。</p> <p>なお、「借入金等明細表」では、「重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること」（連結財務 様式第十号（記載上の注意）2）とされているので、特定の契約条件（コベナンツ）が、（連結財務 様式第十号（記載上の注意）2）に該当する場合には、記載が必要となる。</p> <p><b>【従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている場合】</b></p> <p>以下の項目を注記することが求められている。</p> <p>(1) 取引の概要  (2) 信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として表示している旨、帳簿価額及び株式数  (3) 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引において、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額</p> <p><b>【資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱いを適用した場合】</b></p> <p>暗号資産交換業者においては以下の項目のすべてを、暗号資産利用者におい</p>	<p>連結財務第15条  財規第8条の5  追加情報の注記について</p> <p>従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い  資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い</p>

項目	留意点	備考
	<p>ては以下の項目のうち(1)及び(3)を注記することとされている(資金決済法における暗号資産の会計処理に関する当面の取扱い第17項)。</p> <p>(1) 期末日において保有する暗号資産の貸借対照表価額の合計額  (2) 預託者から預かっている暗号資産の貸借対照表価額の合計額  (3) 期末日において保有する暗号資産について、活発な市場が存在する暗号資産と活発な市場が存在しない暗号資産の別に、暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額。ただし、貸借対照表価額が僅少な暗号資産については、貸借対照表価額を集約して記載することができる。</p> <p>ただし、暗号資産交換業者は、(1)と(2)を合算した額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。また、暗号資産利用者は、(1)が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。</p>	
<p>連結貸借対照表関係  収益認識会計基準等の適用</p>	<p>契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記するとされている。また、契約負債を貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記するとされている。</p>	<p>連結財規第23条、第37条  収益認識会計基準</p>
<p>連結損益計算書関係  収益認識会計基準等の適用</p>	<p>顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は両者を区分して損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記することとされている。</p>	<p>連結財規第51条  連結財規ガイドライン51  収益認識会計基準</p>
<p>連結包括利益計算書関係  その他の包括利益に関する注記</p>	<p>その他の包括利益の項目の金額は、税効果の金額を控除した金額を記載する。ただし、税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、税効果の金額を一括して加減して記載できる。</p> <p>当該税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。</p> <p>当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益の項目に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。</p> <p>上記事項は、併せて記載できる。</p>	<p>連結財規第69条の6  包括利益の表示に関する会計基準</p>
<p>連結株主資本等変動計算書関係</p>	<p>監査人から、定時株主総会前の日付で金融商品取引法の監査報告書を受領することがありうる。</p> <p>金融商品取引法の監査報告書日付を定時株主総会前とする場合には、剰余金の配当について「決議している」は適切ではないので、例えば、文章形式ではなく、表形式により作成する(監査報告書提出日時における状況は監査報告書日付から、決議の前後関係は明らかである)方法や、剰余金の配当について「決議している」を「決議する」に修正する方法のほか、「決議する予定である」と記載することが考えられる(作成要領293ページ 作成にあたってのポイント③)。</p> <p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合に、当該報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載することとされているので注意する。</p> <p>従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている場合、以下の項目を注記することが求められている。</p> <p>(1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数  (2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数  (3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額</p>	<p>従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い</p>
<p>リース取引関係</p>	<p>リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱いの対象となるリース取引が、変動型又はハイブリッ</p>	<p>リース手法を活用した先端設備等投資</p>

項目	留意点	備考
	ド型のオペレーティング・リース取引と判定された場合、解約不能のものに係る未経過リース料の注記に、連結貸借対照表日における借手による合理的な見積額に基づく変動リース料の未経過分を含めることとされている。	支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い
金融商品関係  改正時価算定適用指針の適用	<p>金融商品に関する注記を行う。</p> <p>金融商品については、次の事項を注記する（重要性の乏しいものは注記を省略できる）。</p> <p>一 金融商品の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 金融商品に対する取組方針</p> <p>ロ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク</p> <p>ハ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額</p> <p>ロ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価</p> <p>ハ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額と連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価との差額</p> <p>ニ ロ及びハに掲げる事項に関する説明</p> <p>三 金融商品（二（金融商品の時価等に関する事項）の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項</p> <p>(1) 連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>(2) 連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>ロ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項</p> <p>(1) 連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>(2) 連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>ハ イ(2)若しくは(3)又はロ(2)若しくは(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)及び(2)に掲げる事項</p> <p>(1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明</p> <p>(2) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由</p> <p>ニ イ(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)から(5)までに掲げる事項</p> <p>(1) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的情報</p> <p>(2) 当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表</p> <p>(3) レベル三に分類された金融商品の時価についての評価の過程に関する説明</p> <p>(4) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットの変化によって連結決算日における時価が著しく変動する場合における当該時価に対する影響に関する説明</p> <p>(5) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットと他の重要な観察できない時価の算定に係るインプットとの間</p>	<p>連結財規第15条の5の2</p> <p>財規第8条の6の2</p> <p>財規ガイドライン8の6の2-1-2、8の6の2-4、8の6の2-5</p> <p>時価算定会計基準</p> <p>改正時価算定適用指針</p> <p>金融商品時価等開示適用指針</p> <p>金融商品会計基準</p> <p>金融商品実務指針</p> <p>金融商品会計Q&amp;A</p>

項目	留意点	備考
	<p>に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容及び時価に対する影響に関する説明</p> <p>上記のうち、二（金融商品の時価等に関する事項）について、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができるかとされている。</p> <p>また、収益認識会計基準等の適用により、契約資産を他の項目に属する金融資産と一括して連結貸借対照表に表示している場合には、当該連結貸借対照表の科目については、金融商品の時価等に関する事項を記載するものとされている。この場合には、当該連結貸借対照表の科目から契約資産を除いた金融資産について、当該事項を記載することができるかとされている。</p> <p>市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、二（金融商品の時価等に関する事項）の記載を要せず、この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び連結貸借対照表計上額を注記しなければならないとされている。</p> <p>金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスクの要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品及び定量的分析を利用していない金融商品に関する注記が求められる。</p> <p>三（金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項）において、時価の算定に用いた評価技法及びインプットに関する注記が求められている。</p> <p>金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。）及び有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。当該注記をするにあたっては、原則として元本により記載することとなる。</p> <p>社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が連結財規第92条第1項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもって代えることが出来るとされている。</p> <p><b>【改正時価算定適用指針の適用】</b></p> <p>2021年6月17日に改正時価算定適用指針が公表され、持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資及び投資信託等についての取扱いが新たに定められた。本改正適用指針は、2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。</p> <p>改正時価算定適用指針の公表に伴い改正された連結財規第15条の5の2において、持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資及び投資信託等の取扱いが以下のように定められている。</p> <p>持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、連結財規第15条の5の2第1項第2号に掲げる事項（金融商品の時価等に関する事項）の記載を要しない。ただし、この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。</p> <p>投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、連結財規第15条の5の2第1項第2号に掲げる事項（金融商品の時価等に関する事項）の記載については、当該</p>	



項目	留意点	備考
	<p>投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く）とされている。</p> <p>また、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、連結財規第15条の5の2第1項第3号に掲げる事項（金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項）の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならないとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 連結財規第15条の5の2第1項第3号に掲げる事項（金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項）を注記していない旨</li> <li>② 当該投資信託等の連結貸借対照表計上額</li> <li>③ 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）</li> <li>④ 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）</li> </ol> <p>財規ガイドライン8の6の2-4では、投資信託財産が金融商品である場合において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合とは、次のいずれかに該当する必要があるとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 投資信託等の財務諸表が国際会計基準又は米国会計基準に従い作成されている場合</li> <li>(2) 投資信託等の財務諸表が(1)以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが国際会計基準又は米国会計基準と概ね同等であると判断される場合</li> <li>(3) 投資信託財産について、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合</li> </ol> <p>改正時価算定適用指針の適用初年度において、比較情報（連結財規第15条の5の2第3項から第5項に限る）については、記載することを要しないとされている。</p>	
有価証券関係	<p>有価証券に関する注記については、連結財規第15条の5の2（財規第8条の6の2）に定める事項のほか、有価証券の区分に応じて、一定の事項を注記する（重要性の乏しいものは注記を省略できる）。</p> <p>当連結会計年度中に有価証券の減損処理を行った場合には、その旨及び減損処理額を注記する（重要性の乏しいものは注記を省略できる。連結財規第15条の6第3項、財規第8条の7第3項）。</p>	連結財規第15条の6 財規第8条の7
デリバティブ取引関係	<p>デリバティブ取引に関する注記については、連結財規第15条の5の2（財規第8条の6の2）に定める事項のほか、取引の区分に応じて、一定の事項を注記する（重要性の乏しいものは注記を省略できる）。</p> <p>金融商品会計基準第25項では、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理すると規定している。</p>	連結財規第15条の7 財規第8条の8
ストック・オプション等関係	<p>「第4 提出会社の状況1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」のストック・オプションに係る注記において集約して記載することができる。ただし、この場合には、「第4 提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」にその旨を記載する必要がある。</p> <p>【従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（以下「実務対応報告第36号」という。）等を適用した場合】</p> <p>実務対応報告第36号等に従って会計処理を行う場合、従業員等に対して付与</p>	連結財規第15条の9、第15条の10、第15条の11 連結財規ガイドライン15の9、15の10 財規第8条の14、第8条の15、第8条の16 財規ガイドライン8の14、8の15、8

項目	留意点	備考
	<p>された権利確定条件付き有償新株予約権は、「ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記」及び「ストック・オプションに関する注記」の対象に含まれるものと考えられる（作成要領361ページ作成にあたってのポイント④）。</p> <p>実務対応報告第36号等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、当該実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続している場合、当該取引について以下の項目を注記することとされている。</p> <p>(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の概要  （各会計期間において存在した権利確定条件付き有償新株予約権の内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等））。ただし、付与日における公正な評価単価については、記載を要しない。</p> <p>(2) 採用している会計処理の概要</p> <p>取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱いの対象となる取引を行っている場合、「当該連結会計年度における費用計上額及び科目名」を注記しなければならないとされているほか、次の事項を注記するとされている。</p> <p>(1) 事前交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況（各会計期間において権利未確定株式数が存在したものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 付与対象者の区分（取締役、執行役の別）及び人数</li> <li>② 当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称</li> <li>③ 付与された株式数（当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う。④において同じ。）</li> <li>④ 当該会計期間中に没収した株式数、当該会計期間中に権利確定した株式数並びに期首及び期末における権利未確定残株式数</li> <li>⑤ 付与日</li> <li>⑥ 権利確定条件</li> <li>⑦ 対象勤務期間</li> <li>⑧ 付与日における公正な評価単価</li> </ol> <p>(2) 事後交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況（各会計期間において権利未確定株式数が存在したものに限る。ただし、⑤を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 付与対象者の区分（取締役、執行役の別）及び人数</li> <li>② 当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称</li> <li>③ 付与された株式数（当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う。④、⑤において同じ。）</li> <li>④ 当該会計期間中に失効した株式数、当該会計期間中に権利確定した株式数並びに期首及び期末における権利未確定残株式数</li> <li>⑤ 権利確定後の未発行株式数</li> <li>⑥ 付与日</li> <li>⑦ 権利確定条件</li> <li>⑧ 対象勤務期間</li> <li>⑨ 付与日における公正な評価単価</li> </ol> <p>(3) 付与日における公正な評価単価の見積方法  (4) 権利確定数の見積方法  (5) 条件変更の状況</p> <p>注記事項に関する具体的な内容や記載方法の他、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱いに定めのない事項に係る注記については、ストック・オプション適用指針の定めに基づいて注記を行うこととされている。</p>	<p>の16  従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い  取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い  ストック・オプション適用指針</p>
税効果会計関係	<p>次に掲げる事項を注記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</li> <li>(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときは、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</li> <li>(3) 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額</li> <li>(4) 連結決算日後に法人税等の税率の変更があった場合には、その内容及び影響</li> </ol>	<p>連結財規第15条の5  連結財規ガイドライン15の5  財規第8条の12  財規ガイドライン8の12-2-1  税効果会計基準第四注記事項  「税効果会計基準」</p>

項目	留意点	備考
	<p>繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額（以下「評価性引当額」という。）がある場合には、次に掲げる事項を(1)に掲げる事項に併せて注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該評価性引当額</li> <li>二 当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容</li> </ul> <p>また、(1)に掲げる事項に繰越欠損金を記載する場合であって、当該繰越欠損金が重要であるときは、次に掲げる事項を併せて注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 繰越欠損金に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額</li> <li>ロ 繰越欠損金に係る評価性引当額</li> <li>ハ 繰越欠損金に係る繰延税金資産の額</li> </ul> </li> <li>二 繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由</li> </ul>	<p>の一部改正</p>
<p>税効果会計関係</p> <p>グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いを適用する場合</p>	<p>2021年8月12日にグループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いが公表されており、2022年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされている。</p> <p>グループ通算制度の適用により、グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いに従って法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っている場合には、その旨を税効果会計に関する注記の内容とあわせて注記するものとされている。</p> <p>グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いを適用する場合の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>(作成要領 372ページ)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理</p> <p>当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用している。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。</p> </div> <p>また、繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳については、法人税及び地方法人税と住民税及び事業税を区分せずに、これらの税金全体で注記するものとされている。</p> <p>なお、連結納税制度からグループ通算制度に移行する場合、グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に関連するものの、同取扱いの第32項において、会計方針の変更による影響はないものとみなすとされており、会計方針の変更に関する注記は不要とされている。</p> <p>一方で、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び取扱いについては、連結納税制度における取扱いを踏襲するかどうかも含め取り扱われていないため、通算税効果額の授受を行わない場合には、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第4-3項に定める「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することになると考えられることから、財規ガイドライン8の2の3(8)④にしたがい、採用した会計処理の原則及び手続を、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に注記することが考えられるとされている。</p>	<p>グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い</p>
<p>企業結合等関係</p>	<p>取得とされた企業結合に係る重要な取引がある場合には、取得原価の算定等に関する事項（被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳）などを注記する。</p> <p>なお、上記の取得原価の金額等を非開示としている事例については、投資家</p>	<p>連結財規第15条の12第1項第5号 財規第8条の17第1項第5号</p>

項目	留意点	備考
	<p>保護の観点から適切ではないと考えられる。</p> <p>主要な取得関連費用の内容及び金額を注記により開示することが求められている。</p> <p>前連結会計年度に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しが行なわれた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記する。</p>	<p>連結財規第15条の12第4項 財規第8条の17第4項</p>
資産除去債務関係	<p>資産除去債務については、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、当該事項を注記する。</p> <p>ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略できる。</p> <p>一 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの 次のイからニまでに掲げる事項</p> <p>イ 当該資産除去債務の概要</p> <p>ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>ハ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <p>二 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額</p> <p>二 前号に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務 次のイからハまでに掲げる事項</p> <p>イ 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない旨</p> <p>ロ 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由</p> <p>ハ 当該資産除去債務の概要</p>	<p>連結財規第15条の23 連結財規ガイドライン15の23 財規第8条の28 財規ガイドライン8の28 資産除去債務会計基準 資産除去債務適用指針</p>
賃貸等不動産関係	<p>賃貸等不動産がある場合には、次に掲げる事項を注記する（賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略できる）。</p> <p>① 賃貸等不動産の概要</p> <p>② 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動</p> <p>③ 賃貸等不動産の連結決算日における時価及び当該時価の算定方法</p> <p>④ 賃貸等不動産に関する損益</p>	<p>連結財規第15条の24 財規第8条の30 賃貸等不動産会計基準 賃貸等不動産適用指針</p>
公共施設等運営事業関係	<p>公共施設等運営事業を行っており、かつ、更新投資に係る会計処理について、公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い第12項(1)に該当する場合には、次に掲げる事項を注記する。</p> <p>(1) 公共施設等運営権の概要</p> <p>(2) 公共施設等運営権の減価償却の方法</p> <p>(3) 更新投資に係る事項</p> <p>① 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期</p> <p>② 更新投資に係る資産の計上方法</p> <p>③ 更新投資に係る資産の減価償却の方法</p> <p>④ 翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分の内容及びその金額</p>	<p>連結財規第15条の25 連結財規ガイドライン15の25 財規第8条の31 財規ガイドライン8の31-1-1、8の31-2 公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い</p>
収益認識関係	<p>収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであるとされている。</p> <p>顧客との契約から生じる収益について、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされている。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略できるとされている。</p> <p>(1) 顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報（以下「収益の分解情報」という。）</p> <p>(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報（以下「収益を理解するための情報」という。）</p>	<p>連結財規第15条の26 連結財規ガイドライン15の26 財規第8条の32 財規ガイドライン8の32 収益認識会計基準 収益認識適用指針</p>

項目	留意点	備考
	<p>(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報（以下「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」という。）</p> <p>(1) 収益の分解情報</p> <p>収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定するとされている。その結果、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もあるとされている。</p> <p>収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮するとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 財務諸表外で開示している情報（例えば、決算発表資料、年次報告書、投資家向けの説明資料）</li> <li>② 最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報</li> <li>③ 他の情報のうち、上記①及び②で識別された情報に類似し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分の意思決定又は業績評価を行うために使用する情報</li> </ul> <p>収益を分解するための区分の例として次のものが挙げられるとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）</li> <li>② 地理的区分（例えば、国又は地域）</li> <li>③ 市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）</li> <li>④ 契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）</li> <li>⑤ 契約期間（例えば、短期契約と長期契約）</li> <li>⑥ 財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）</li> <li>⑦ 販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）</li> </ul> <p>収益の分解情報を注記する場合の収益は、収益認識会計基準等の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益であることに留意する（作成要領401ページ作成にあたってのポイント③）</p> <p>収益の分解情報とセグメント情報等会計基準に従って各報告セグメントについて開示する売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を注記することとされている。</p> <p>セグメント情報等会計基準に基づいて開示される売上高に関する情報が、収益認識会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合には、セグメント情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられるとされている。</p> <p>(2) 収益を理解するための基礎となる情報</p> <p>顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報には、例えば次の事項が含まれるものとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 顧客との契約及び履行義務に関する情報（履行義務に関する情報、重要な支払条件に関する情報）</li> <li>② 顧客との契約に基づいて、財貨の交付又は役務の提供によって得ることが見込まれる対価の額（以下「取引価格」という。）を算定する際に用いた見積方法、インプット、仮定に関する情報</li> <li>③ 取引価格を履行義務に配分する際に用いた見積方法、インプット、仮定に関する情報</li> </ul>	

項目	留意点	備考
	<p>④ 収益を認識する通常の時点の判断及び当該時点における会計処理の方法を理解できるようにするための情報</p> <p>⑤ 顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与える収益認識会計基準を適用する際に行った判断及び判断の変更</p> <p>収益を理解するための基礎となる情報において注記する情報は、顧客と締結した契約の内容と、それらの内容がどのように収益及び関連する財務諸表の項目に反映されているかに関する情報を開示するものであるとされている。この情報を記載するにあたって、単に収益認識会計基準等における取扱いを記載するのではなく、企業の置かれている状況が分かるようにすることで、財務諸表利用者に有用な情報を開示することになると考えられるとされている。</p> <p>収益認識会計基準を適用する際に行った判断又は判断の変更のうち、顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与えるものを注記することとされている。ただし、これらの事項については、収益を理解するための基礎となる情報に掲げる事項又は内容を踏まえて注記している場合には、当該項目を改めて設けて記載する必要はないと考えられるとされている。</p> <p>収益認識関係注記における開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記する必要があることに留意する。</p> <p>なお、収益認識会計基準等においては、会計方針として注記する内容として、主要な事業における主な履行義務の内容、当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項を記載するものとされている。会計方針として注記している内容は、収益認識関係注記において記載しないことができるとされている。</p> <p>(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係を理解できるようにするための情報には、例えば次の事項が含まれるとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 顧客との契約から生じた債権、契約資産並びに契約負債の期首残高及び期末残高（それぞれ区分して表示していない場合）</li> <li>② 当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額</li> <li>③ 当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高の重要な変動に関する内容</li> <li>④ 履行義務の充足の時期と通常支払時期との関連性並びに当該関連性が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明</li> <li>⑤ 過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益がある場合には当該金額等</li> </ol> <p>当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報には、例えば当連結会計年度末において未だ充足していない履行義務に配分した取引価格の総額、当該履行義務が充足すると見込んでいる時期等が含まれるとされている。</p> <p>残存履行義務に配分した取引価格の注記に含めるか否かを決定するにあたっては、収益の分解情報を区分する単位（分解区分）ごと（複数の分解区分を用いている場合には分解区分の組み合わせ）又はセグメントごとに判断することも考えられるとされている。</p> <p>なお、特定の分解区分（特定の分解区分の組み合わせ）又は特定のセグメントに関する残存履行義務についてのみ残存履行義務に配分した取引価格の注記に含めることとした場合には、当該分解区分等を注記することが考えられる（作成要領415ページ作成にあたってのポイント①）。</p> <p>当該履行義務が、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場</p>	

項目	留意点	備考
	<p>合等には、当該情報の注記を要しないとされている。この場合には、いずれの条件に該当しているか、及び当該注記に含めていない履行義務の内容を注記することとされている。</p> <p>また、これに加え、売上高又は使用量に基づくロイヤルティ等の変動対価に該当するため、当該注記に含めていないものがある場合には、次の事項を注記する。</p> <p>① 残存する契約期間</p> <p>② 当該注記に含めていない変動対価の概要（例えば、変動対価の内容及びその変動性がどのように解消されるのか）</p> <p>顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれない変動対価の額等、取引価格に含まれず、結果として残存履行義務の注記に含めていないものがある場合には、その旨を注記することとされている。</p> <p>収益認識に関する注記を記載するにあたり、収益認識会計基準等において示す注記事項の区分に従って注記事項を記載する必要はないとされている。</p> <p>重要な会計方針として注記している内容は、収益認識に関する注記として記載しないことができる。また、収益認識に関する注記として記載する内容について、連結財務諸表における他の注記事項に含めて記載している場合には、その旨を記載し、収益認識に関する注記の記載を省略することができるとされている。</p> <p>(1) 収益の分解情報及び(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報については、連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表では注記を省略することができる。また、(2) 収益を理解するための基礎となる情報について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該記載を省略することができる。</p> <p><b>【収益認識に関する注記—適用2年目以降の対応】</b></p> <p>関連する開示が全体として開示目的を達成するための十分な情報となっているか検討する必要がある。</p> <p>「業界慣行に従い処理している」等により収益認識会計基準等で求められている開示を省略している場合には、開示を省略する理由として適切ではなく、また、「重要性がない」として開示を省略している場合には、その省略によって開示目的の達成に必要な情報の理解も困難になっていないかどうか検討する必要がある。</p> <p>具体的な留意事項については、会計情報5月号掲載の「収益認識適用の2年目適用におけるポイント」を参照されたい。</p>	
セグメント情報等	<p>連結財規及び財規において、セグメント情報等に係る様式が規定されているので、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する。</p> <p><b>【いわゆる単一セグメント】</b></p> <p>開示情報としての重要性が乏しく、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がないと考えられるとき（例えば、単一セグメントの場合）は、「セグメント情報」の記載を省略することが考えられる。</p> <p>記載を省略する場合でも、「セグメント情報」は様式上の記載項目とされているので、項目自体は省略しないで、その旨を記載することとなる（作成要領429ページ 作成にあたってのポイント⑤）。</p> <p>報告すべきセグメントが1つしかなく、セグメント情報を開示しない企業であっても、関連情報は開示する（セグメント情報等会計基準第29項なお書き）。</p> <p><b>【報告セグメントの変更】</b></p> <p>企業の組織構造の変更等、企業の管理手法が変更されたために、報告セグメントの区分方法を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示することが原則である（セグメント情報等会計基準第27項）。</p> <p>このように前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情</p>	<p>連結財規第15条の2</p> <p>財規第8条の29</p> <p>セグメント情報等会計基準</p> <p>セグメント情報等適用指針</p> <p>金融庁が公表している「令和4年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」</p>

項目	留意点	備考
	<p>報を開示する場合には、報告セグメントの区分方法を変更する前の前年度のセグメント情報を記載する必要はないと解される（作成要領429ページ 作成にあたってのポイント⑦）。</p> <p><b>【会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準】</b>  連結財務諸表の遡及処理を行う場合は、前連結会計年度のセグメント情報等について、遡及処理の影響を反映した情報を開示する（セグメント情報等会計基準第97-2項）。</p> <p><b>【関連情報】</b>  関連情報は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除いて、開示しなければならない（セグメント情報等会計基準第29項）。</p> <p><b>【主要な顧客に関する情報】</b>  主要な顧客に関する情報は、外部顧客への売上高のうち、特定の外部顧客への売上高（同一企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）が、連結損益計算書の売上高の10%以上である場合に、当該顧客に関する情報を開示する。</p> <p>同一企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、当該企業集団単位に集約した情報を記載することになると解される（作成要領441ページ 作成にあたってのポイント②）。</p> <p>なお、上記の連結売上高の10%以上の主要な顧客について、顧客との契約において顧客名を開示しない旨の守秘義務条項があることを理由として、当該顧客の社名を開示していない事例については、投資家保護の観点から適切ではないと考えられる。</p> <p><b>【固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報の開示】</b>  連結損益計算書において固定資産の減損損失を計上していない場合、【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】に、連結損益計算書において固定資産の減損損失を計上していない旨を記載することにより、様式で定められている表の記載を省略できると解される（作成要領441ページ 作成にあたってのポイント③）。</p> <p><b>【のれんに関する報告セグメント別情報の開示】</b>  連結損益計算書においてのれんの償却額を計上していない場合、【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】に、連結損益計算書においてのれんの償却額を計上していない旨を記載することにより、様式で定められている表の記載を省略できると解される（作成要領441ページ 作成にあたってのポイント③）。</p> <p>上記のほか、次の事項に注意する。</p> <p>① 2010年4月1日より前に行われた企業結合、事業分離及び子会社の企業結合に係る「負のれん」についても、様式に準じて当該負のれんの償却額及び未償却残高を注記する必要がある。</p> <p>② 財務諸表等規則においてもセグメント情報に関して、連結財務諸表規則と同様の規定が設けられているので、連結財務諸表を作成していない場合でもセグメント情報の開示が必要となる。</p>	
セグメント情報等 収益認識会計基準等の適用	<p>収益認識会計基準等では、当期認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記することとされている。</p> <p>収益の分解情報の注記において、収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされている。したがって、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もあることに留意する。</p> <p>報告セグメントごとの売上高に関する情報が、収益認識会計基準における収</p>	連結財規第15条の26、第15条の2、 連結財規ガイドライン15の26 収益認識会計基準 収益認識適用指針



項目	留意点	備考
	<p>益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合には、報告セグメントごとの売上高に関する情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられるとされている。</p> <p>その他、収益の分解情報を開示するにあたっての留意事項は、上記の収益認識関係の項目を参照されたい。</p>	
1株当たり情報	<p>「1株当たり当期純利益金額」（連結財規第65条の2）については、「1株当たり当期純利益」と記載することも差し支えないと考えられる（作成要領463ページ作成にあたってのポイント②）。</p> <p>従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いを適用する場合には、以下の注記が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1株当たり当期純利益の算定上、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている旨、及び期中平均の自己株式の数。</li> <li>● 1株当たり純資産額の算定上、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている旨、及び期末の自己株式の数。</li> </ul> <p>取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱いにおいて、事後交付型におけるすべての権利確定条件を達成した場合に株式が交付されることとなる契約は、潜在株式として取り扱い、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、ストック・オプションと同様に取り扱うこととされている。</p> <p>株式引受権の金額は1株当たり純資産額の算定上、期末の純資産額の算定にあたっては、貸借対照表の純資産の部の合計額から控除するとされている。</p>	<p>従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い</p> <p>取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い</p>
後発事象	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 株式併合及び株式分割</li> <li>② 退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行</li> <li>③ 厚生年金基金の代行部分の返上</li> <li>④ 決算日後に生じた継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況</li> <li>⑤ 組織再編</li> <li>⑥ 新株予約権（会社法のストックオプションを含む）</li> <li>⑦ その他</li> </ol> <p>いずれも重要な後発事象として開示されることが多い項目であることに留意する。</p>	<p>連結財規第14条の9</p> <p>連結財規ガイドライン14の9、15の22</p> <p>財規第8条の4</p> <p>財規ガイドライン8の4、8の27-5</p> <p>後発事象に関する監査上の取扱い</p>
資産除去債務明細表	<p>連結財規様式第十一号により資産除去債務明細表を開示する。</p> <p>次の記載上の注意に留意する。</p> <p><b>【記載上の注意】</b></p> <p>1. 連結貸借対照表に計上されている当期首及び当期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。</p> <p>2. 本明細表に記載すべき事項が第15条の23において読み替えて準用する財務諸表等規則第8条の28第1項に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。</p> <p>連結附属明細表の作成の省略（連結財規第92条の2）に係る次の規定に留意する。</p> <p><b>【連結財規第92条の2】</b></p> <p>当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、前条第1項に規定する資産除去債務明細表</p>	<p>連結財規様式第十一号</p> <p>連結財規第92条の2</p> <p>財規様式第十五号</p> <p>財規第125条の2</p>

項目	留意点	備考
	<p>の作成を省略することができる。</p> <p>2 前項の規定により資産除去債務明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。</p>	
その他	<p>記載上の注意(47)及び第二号様式記載上の注意(66)において次のように規定されている。</p> <p>【記載上の注意(47)】、【第二号様式記載上の注意(66)】</p> <p>(66) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。</p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額</p> <p>(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額</p> <p>(e) 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額</p> <p>(f) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額</p> <p>(g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額</p> <p>d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。）に係るc(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。</p>	<p>記載上の注意(47)</p> <p>第二号様式記載上の注意(66)</p>
<p>主な資産及び負債の内容</p>	<p>主な資産及び負債の内容を開示する場合、流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すことが求められている。</p> <p>なお、上記の主な相手先を非開示としている事例については、投資家保護の観点から適切ではないと考えられる。</p> <p>連結財務諸表を作成している場合は、記載を省略することができる。</p>	<p>第二号様式記載上の注意(73)</p>

以上